



編集/コンビニの会事務局
連絡先/〒452-0822 名古屋市西区中小田井 2-431
TEL/FAX(052)505-6082(コンビニハウス)

障害をもつ人たちの地域生活を支援する

特定非営利活動法人
コンビニの会

定価/150円
昭和54年8月1日第三種郵便物認可

第114号



「アジアの笑顔に学ぶ」

写真家 長谷川 友子

表紙の写真は静岡の久能山東照宮(創建1617年)。徳川家康のお墓があり、亡くなった後も、関ヶ原に、にらみを効かせるため、そのお墓は西を向いて建っている事と、頂上までは1100の階段である事を、久能山の麓の土産屋のおじさんが教えてくれた。

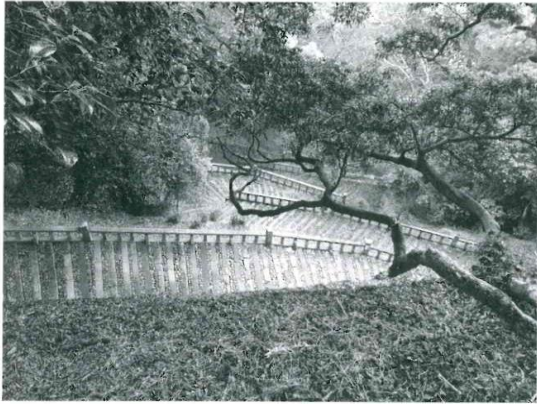
昨年、私はみじかな2人を亡くし、「死」について考える事が多くなった。そんな時、テレビの番組で臨死体験をした人の話から、死後の世界について何人かの脳学者たちが、それぞれの研究から「死んだ後の魂はどうなるのか」を論じていました。

その中に、人は生きている時に、周りの人から物の考え方や、いろんな事を学んでいる。それが人間のDNAとなつて、脳に存在し受け継がれていく。それが魂と呼べる物という考え方があった。過去に親しい尊敬できる知人、友人が亡くなつても、その人の物の考え方や人との接し方など、私の中に学ぶべき物として確かに存在しているのを感じる。それが、亡くなった人の魂と呼べる物なのかもしれない。

(次頁へ)

知人にイラストレーターの女性がいる。彼女が「最近の作品は、優しくなったね」と人から言われたと聞き、彼女の作品を知っている私も確かにそうだと思う。そして、彼女に「以前は、戦っていたんだよね」と言った。

自分自身も、最近、「もう戦いをやめてもいいか」と思ったことがある。いったい何と戦っていたのかと自問した。多分、自分との戦いだったと思う。人生の中で、出会った多くの先輩から学んだ大切な事を、自分の人生にするための戦いだったのでは。どれだけ自分の物にできたかは別として、ぼつぼつ戦いをやめて、わがままな自分を生きてもいいのかなと考える。



久能山に登る階段

雑記
ごまめの歯ざり

『米から育てた日本酒』

「名古屋でナイトマーケットやろうよ！」アジアやヨーロッパを放浪した旅仲間と飲んでいる時にナイトマーケットという響きにみんな興奮した。

高校を卒業した僕は、インドに旅たち、東南アジア

をうろろう。旅中、食事のほとんどは家族でやってくる小さな食堂や屋台で済ませていた。美味しい異国のご飯にも興味があったが、それ以上に地元の人たちとの会話やコミュニケーションの時間が楽しかった。

その距離感を覚えて名古屋に帰ってくるとなんだか少し寂しかった。

モヤっとしたやつ解消法がナイトマーケット。旅仲間や帰国後知り合った友だちに声をかける。たまたまバーで知り合った人にも。

「ナイトマーケットやろうよ！」こうして始まった【なやばし夜イチ(よいち)】は堀川に架かる納屋橋と錦橋の間の遊歩道で毎月一回、第4金曜日に開催し続け今年の8月で丸5年を迎える。

そして5年目の今年、新たな夜イチの顔が出来た。それがオリジナル日本酒。昨年の種まきから始まり育苗、代かき、田植え、草とり、稲刈り。僕自身米作りをいちからやるのは初めて。その米を使って名古屋の酒蔵に酒造りをお願いした。3月末、毎年開催している「なやばし日本酒祭り」がそのお披露目の日。一足先に僕は仲間と味わった。

そのお味は、うまい！以上に、ただただ自分たちの米が酒になったという感動が湧いてくるだけだった。

★なやばし夜イチ 公式ブログ★

<http://natsuiyochi.blog133.fc2.com/>

(会報委員 寺園 風)

「社会福祉法人制度の改革」について

日本福祉大学 社会福祉学部

教授 木全 和巳氏

はじめに

国会に「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が提案されました。この原稿を書いている時点では、まだ成立していません。けれども、圧倒的に与党多数の国会なので、このまま採決される可能性が高いと思われます。権利としての福祉を守る関係団体共同実行委員会が急ぎよ団体署名を始めましたが、与党多数の国会では、十分な審議時間もなく、このまま強行採決される心配が濃厚です。

今回の改訂は、措置制度から利用契約制度に変更された2000年の社会福祉法の変更に次ぐ、社会福祉法人の在り方についての大きな変更です。

この変更そのものは、いわゆる「アベノミクス」の一環である規制改革実施計画（2014年6月24日閣議決定）による既定路線の具体化です。

この計画には「社会福祉事業や公益法人の在り方の変容を踏まえ、他の経営主体とのイコールフットリング等の観点から、社会福祉法人制度の改革を求めたもの」と書かれています。

一方でこの時期、『朝日新聞』で「報われぬ国」の連載などで利権、着服などのマスコミ報道が相次ぎ、社会福祉法人の腐敗キャンペーンが行われました。

出された法案は、社会保障審議会福祉部会（会長 田中滋）によりまとめられ、2015年2月12日に出された社会福祉法人制度の改革についての『部会報告書』の内容に基づきます。

法案の概要と『部会報告書』の内容

具体的な内容は、大きく次の七点です。

一つ目が、「経営組織の在り方の見直し」です。理事・監事等の権限・義務・責任などを法律上明記され、評議員会の必置化、議決権開化、一定規模以上の法人への会計監査人の設置義務化がなされます。

二つ目が、「運営の透明性の確保」です。閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大、財務諸表、現況報告書、役員報酬基準、区分別役員報酬総額、親族などとの取引内容のインターネットによる公表の義務化がなされます。

三つ目が、「適正かつ公正な支出管理」です。役員報酬支給基準の作成と公表の義務化、関係者への特別の利益供与を禁止、開示対象となる関連当事者の範囲や取引額が拡大されます。ここまでは、法人の見直しです。



四つ目が、「地域における公益的な取り組みの責務」です。日常生活、社会生活上の支援を必要とする者に対する無料または低額の料金での福祉サービスを提供することが責務として位置付けられています。

同時に、五つ目として、「内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下」がされます。

内部留保（利益剰余金）のうち事業継続に必要な財産（控除対象財産額）を控除し、再投下可能財産額がある場合、福祉サービスへの計画的な「再投下計画」作成が義務化されます。「再投下計画」については「地域協議会」による福祉ニーズの反映、公認会計士等のチェック、所轄庁の承認が必要とされます。ここまでは、いわゆる「地域貢献」（ボランティア）です。

六つ目が、「行政の役割と関与の在り方」です。勸告、公表に係る指導監督権限規定を整備し、会計に係る指導監督や再投下計画の承認などの際に公認会計士等の専門家を積

極的に活用することになります。

すでに市町村に監査権限が降りてきていますが、改めて、都道府県の管内の市による指導監督を支援する役割、国の制度の適正な運用を確保する役割を定めることになりま

す。「地方創生」の名のもとに「『地域』」でできることは「『地域』」を悪用され、国家管理を強めつつ、国民生活の責任を地方に押しつける流れでもあります。

「報告書」のまとめでは、全体としての「地域包括支援」の強化が書かれています。

七つ目が「退職手当共済制度の見直し」です。支給水準を職員の定着に資するよう長期加入に配慮できるように合算制度や公費助成の見直すというところで、障害者支援施設事業等において従事する被共済職員に係わる退職手当金の公費助成が介護保険施設等と同様の扱いになります。障害者福祉の介護保険への統合の地ならしとも言えます。

評価

今回の変更は、矛盾する



二つの方向性が混在しています。一つは、株式会社やNPO法人と同等の扱いをいう「イコール・フィッティング論」に象徴される規制緩和、社会福祉サービスの商品化、市場原理の方向です。

ネオリベリズムと呼ばれる新自由主義の政策の流れそのものです。中小の法人を解体し、大規模法人に吸収合併させることで、事業の効率化を図るという「企業」論理が透けて見えます。

この方向性を強めると、必然的に格差が広がり、貧困層が増え、地域社会が崩壊していくこととなります。顔の見える事業運営ではなくなります。実践が、福祉サービスとして商品化され、サービスの画一化、マニュアル化がより加速するでしょう。こうした方向性は、今年度の報酬改定における複雑な加算制度にも現れています。

もう一つの方向は、「経営組織の在り方の見直し」「運営の透明性の確保」にあうような社会福祉法人に対する規制の強化です。

腐敗や私物化はそもそもあつてはならないことです。この規制強化により、経営強化と合理化のための社会福祉法人の合併、大規模化をねらっています。

同時に、「地域における公益的な取り組みの責務」「内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下」という規制により、本来、国や地方自治体が行わなければならない事業を社会福祉法人に強制的に肩代わりさせられるようになります。

社会福祉協議会が各法人から内部留保の提供を受けて、貧困層に対する事業を行うしかけです。こちらは、ネオコンサーバティブと呼ばれる新保守主義の政策の流れです。

税金を使うところでは、国家による管理統制を強めると同時に、社会保障や社会福祉の分野では国家責任を放棄して、社会福祉法人

の使命という弱みにつけ込んで、不正をきつかけに脅して、隙間を安上がりで埋めさせるという政策です。

「自助 互助 共助 公助」施策の「共助」再生です。社会福祉法人は、具体的な実践を通して権利を擁護する役割ではなく、慈善活動をする地域社会奉仕団体にされていきます。競争でばらばらにしつつ、地域では強制的なつながりで支えさせるということでしょうか。強制的なつながりの支えでは困難な事例に直面したときに支援をすることを負担におもい、支援を受ける側も「迷惑」に感じて、生きていては申し訳ないという感情も起ります。社会排除と暴力を生み出しやすい社会環境になります。

この二つの流れは、矛盾しつつ、一気に悪しき流れとなつて強行されつつあります。15年度の予算が与党の賛成多数で成立しました。

社会保障費は、生活保護費の削減(260億円)をはじめ、4%を超える介護報酬の引き下げ(1130億円)などで約3900億円削減に対して、軍事費は5兆円を超え過去最高額となっています。一言でまとめれば「戦争のできる国」のための着実な準備でしょうか。わたくしは、いよいよ新しい「国家総動員」が始まったとみています。今回の法人改革は、新法の「国家総動員法」の第一歩です。

きょうされんは、「社会福祉事業とその担い手のあり方に関する見解」の最後に、「わたしたちは、後世の人から「あの時、社会福祉法人が公的責任の後退を許した」と評価されるような道を歩んではならない」と結んでいます。

人権と平和を守る。
わたしたちのいまが問
われています。



全く話せなかったのも仕方がない。そもそも私たちが招く側だったこと。ちなみに私は交流会の時にビンゴ大会の景品を配る係りを任されていました。まあ緊張していたけれど楽しかった。

その後、夕食の立食パーティーがあつて、私事で恐縮ですが、私は固形の物はミキサー食で食べています。実は、参加する上で、私は困っていました。何故なら、ミキサー食という食事形態なので、不安で不安で仕方なかった。どうしようと思ひ施設の担当職員や10年来の親交のある私のヘルパーへ相談したりして、何とかホテル側で私の食事を作ってくれる事になりました。

その食事と云うのは、色鮮やかでまるで宝石をちりばめたような色とりどりのメニューが並んでいます。その色合いや鮮やかなミキサー食を見て、物珍しそうに皆が集ま



つてきて全国の障害者団体に見せたので、スゴイ啓蒙活動をしたと、自分で震えが来ました。

そういうミキサー食を使い、食べている人とか、私が全国の交流会に行つても、ミキサー食で食べていると言うアピールにもなりました。またホテルの料理らしく絶品で美味しかった。

それを私はヘルパーさんにシリンジという針の無い注射器を使い、下の前歯の隙間に入れてもらい車いすを倒した状態にして、介助を受けながら毎食食べています。私は舌



や喉で味を判断するので、舌と喉が蕩ける位に美味しかった。完食しました。

ご当地アイドルのキャンデイドロップスが来て……。私は疲れて、歌っている最中少し眠っていました。半日参加させてもらい、人との触れ合いが大切だと思ひました。が、私は体調面と経済面に不安がある。経済面は何とかなるけれども、問題は体調面。半日だったから、まだ疲れはたまらない。が、そこで一泊なり二泊とかすると、私は再起不能にもなる。講演会とか交流会は出たい気持ちは100%あるが、それで体が動かなくなつたら、それこそ私の生活を支えてくれるヘルパーさんに申し訳ない。学習交流会が終つた時、私はそう感じました。とても有意義な半日を過ごせた事は感謝しています。

「障害者差別解消法」が平成25年6月に公布されました。実際に施行されるのは平成28年4月からです。

この法律では、主に次のことを定めています。

1. 国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。

2. 差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。

3. 行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

※ 障害を理由とする差別とは？

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障害のある方から何らかの配慮を求め、る意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求め



障害者差別解消法施行にあたり 今、思うこと

エゼル福祉会 生活支援部

職員 藤本 菜見

られます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。(※内閣府より抜粋)

この法律が施行されるにあたり、普段の利
用の中で差別的だと感じたことを、いくつか
お話したいと思います。私の感じたことな
で、人によっては感じ方が異なるかもしれま
せん。

身体障害のある方との外出中、車いすを
押していると「大変ね」「苦勞様」と声を
かけられることがあります。おそらく、介助
者に向けられるその言葉に違和感が浮かん
でます。

「大変ね」と言う言葉の端々から、明らかに
障がいのある方を見ている空気が漂っ
てくるのです。大変と思われながら介助され
ている人というレッテルを貼られている様
な気がして、怒りがこみ上げてきます。

「懸命に生きているし、楽しいことがある、
辛いこともある。あなたと同じですけど！」
「もしあなたが車いすに座っていて大変ね

と言われたらどう思うのですか？」と強気に声を大にして言いたくなるのを心に押し込めて、「そんなことないです」と作り笑顔で応えている私があります。



Prop

また、別の場面で車いすの利用者さんと市バスに乗ろうと停留所で「乗ります」と声をあげると運転手さんに「乗るの？」と眉をひそめ、怪訝な対応をされたこともありました。停留所で待っていれば乗るに決まっています。明らかに面倒くさそうにスロープの準備をし(私個人の影響かもしれませんが…)ため息さえつかれる始末。

バスに乗り、外出してはいけないのでしょうか。「乗るために必要な準備を面倒くさがる権利はあなたにない！」と憤りを覚えまして。その場では一応「ありがとうございませう」と発しますが、心の中は、「こんな対応の仕方はおかしいと思う！」と怒りでいっぱいになっていました。

価値観は人それぞれですが、誰もが生活していくうえであたりまえに必要なことに対しては、みな平等に受け取ることが出来るように社会の意識がかわっていくと良いと思います。そのためには身近にいる私たちが、うまく社会との繋ぎ目になることも必要だと感じています。

差別をされたと感じた時、ヘルパーの対応によって利用者さん自身の印象がわるくなってしまうことがあります。今の私は本音を

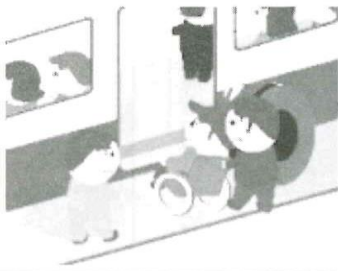
ごまかしてあやふやな対応をしてしまっています。

本当は、ごまかすでもなく、かといって感情的になりすぎることもなく説明をしていけるとお互いに良いのだと思います。

思ったことを感情のまま吐き出してしまうことは簡単ですが、相手に伝わるように言葉にすることは難しいです。

これから、いろんな場面に直面することがあると思います。ごまかさず、感情的になりすぎず…話をする練習を繰り返していきたいと思っています。

みなさんは、どんな対応をしていますか？



会報をお読みいただいている皆さまへ



日中は汗ばむほどの陽気になり、夏が近づくことを実感する季節になりました。いつもコンビニの会、エゼル福祉会の活動をご支援いただき感謝しております。

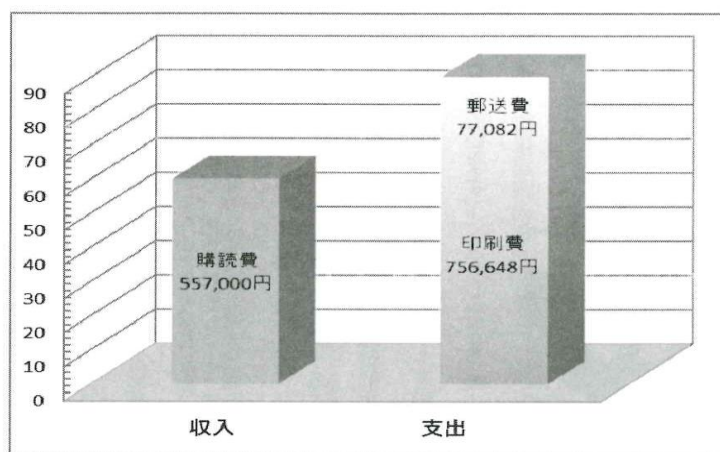
毎年のことですが、社会保障政策の変更や厳しい財政状況の影響を大きく受け障害福祉制度も見直しがあり、現場では右往左往の日々が続いています。

会報では読者の皆様に少しでも障害者を取り巻く制度や生活の様子に関心を持っていただけるような記事を掲載したいと思っています。健康への不安や経済的な問題など簡単には解決できない課題も抱えていますが、日常を生き生きと楽しんでいる様子もぜひ、お伝えしたいと願っています。

障害者が安心して暮らせることは皆さまにとっても暮らしやすい社会になることだと思います。このような形での会報発行にご理解いただけましたら、会報作成費の捻出にご協力ください。趣旨をご理解いただける方のみで結構です。強制ではございませんので、ご承知ください。

特定非営利活動法人コンビニの会 理事 宮川優子

平成 26 年度 会報購読料の収入と支出



事務局コーナー

「ご協力ありがとうございました」

3月~4月(敬称略・順不同)



★ ご寄付いただいた方々

(コンビニの会)

田中武雅 アイ 匿名

★ 物品寄付をいただいた方々

(コンビニハウス)

東原光江 渡辺武司 浅井宏紀

早川直子 辻 和子 桑原諸彰

塩澤しのか

(WILL)

河田笑子 渡辺世津子 渡辺智邦

斎藤末子 竹内まりや 塩澤しのか

★ 活動にご協力いただいた方々

(コンビニハウス)

伊奈晶子 石原正寅 青木政治 芝田真理子

加藤 結 辻本道子 桑原諸彰 寺田みどり

高塚朱美 藤村亜子 青木美乃 酒井まみ子

間瀬敬人 楠村ゆき 中谷友紀 稲垣ゆき奈

辻本有沙 竹内恵子 林 和子 高橋なおえ

東原光江 田口陽介 石原優花 伊藤沙樹

山崎直人 山口愛加 山内麻衣 茂手木利典

峯 彩奈 山前諒汰 山内良介 神取優香

小川阿弓 臼井裕香 河合尚武 藤井梨沙

黒田隆広 梶田明宏 森田 衛 森島千絵

(WILL)

梶田明宏 森田 衛 武部 文

★ 会報発送ボランティア

佐藤美紀子 半田素子 吉田嘉子

高松陽子 大嶋千波

《 活動状況 》

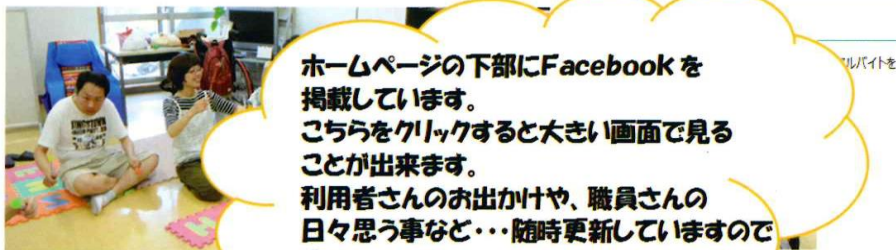
3月

- 1日 愛障協 社会福祉事業のあり方検討会
- 5日 あいされん 報酬改定の学習会
- 6日 全職員研修(ケアする人のケア)
- 11日 防災会議
- 14日 理事会・評議員会
- 15日 あいち障害者センター 講座
- 17日 名古屋市実地指導
- 24日 会報発送
- 25-26日 名古屋市集団指導
- 26日 WILL親の会

4月

- 1日 会報会議
- 15日 新人職員オリエンテーション
- 20日 名古屋市集団指導
- 23日 WILL親の会
- 24日 就職フェア(ハローワーク)





ホームページの下部にFacebookを掲載しています。こちらをクリックすると大きい画面で見ることが出来ます。利用者さんのお出かけや、職員さんの日々思う事など…随時更新していますので見て下さいね♪

新着情報 コンビニハウス コンビニの会



ウィルブログ

通所部WILLからのお知らせ&日常ブログです。



ウイル活動状況はこちらをクリック

銀行口座

三菱東京UFJ銀行 小田井支店 店番 238 (普) 口座番号 1440108
特定非営利活動法人 コンビニの会

郵便振替口座 番号 00800-2-35190 コンビニの会

ご意見・ご質問・お問い合わせは下記までお寄せください。 ☎452-0822 名古屋市中区小田井 2-431

障害のある人たちの地域生活を支援する
特定非営利活動法人

コンビニハウス Tel (052) 502-7731

Fax (052) 505-6082

URL http://ezeru.sakura.ne.jp/

E-mail convini@beach.ocn.ne.jp

コンビニの会

理事 宮川 優子